平成２５年（再イ）第３１号

兵庫県明石市大観町６番10号

再生債務者　池田　裕信

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月20日まで

平成26年１月20日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第１７６号

札幌市厚別区厚別西１条４丁目４番３号

再生債務者　酒井　理江

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成26年１月20日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５６号

千葉県松戸市中金杉１丁目123番地の２

再生債務者　海老原　弘

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年１月17日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１１号

埼玉県春日部市南４丁目19番１－３号

再生債務者　田代　正美

1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月７日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月21日から平成26年２月28日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

広島県三原市中之町７丁目18番８号

再生債務者　後藤　雅宏

1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月21日から平成26年３月７日まで

広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号

仙台市青葉区川平４丁目26番24号

再生債務者　早川　　崇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月10日まで

平成26年１月20日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１号

北海道小樽市忍路１丁目589番地

再生債務者　髭本　貴之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月13日まで

平成26年１月16日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再ロ）第３号

香川県高松市東山崎町415番地22

再生債務者　横瀬　明広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月17日まで

平成26年１月20日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第９号

福岡市博多区比恵町19番11―803号

再生債務者　谷口　祥昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第３６号

大阪府高槻市登町５番Ａ36―106号

再生債務者　安部　省兵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第９号

千葉県船橋市宮本８丁目22番14号

再生債務者　大村由紀子（旧姓市瀬）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月17日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十四日

掲載頁　六十二頁（号外第一二五号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十八日

掲載頁　八十三頁（号外第一二七号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　一七五頁（号外第一四一号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月四日

掲載頁　八十頁（号外第一四五号）

（己）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月五日

掲載頁　五十三頁（号外第一一六号）

（庚）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　九十四頁（号外第一二九号）

（辛）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十八日

掲載頁　一〇二頁（号外第一二七号）

平成二十六年一月二十八日

東京都江東区新砂一丁目二番八号

（甲）オルガノ株式会社

代表取締役　内田　裕行

北海道札幌市東区北七条東五丁目八番三七号

北オルビル

（乙）オルガノ北海道株式会社

代表取締役　塩見　正樹

宮城県仙台市青葉区本町一丁目一一番一号

（丙）オルガノ東北株式会社

代表取締役　神林　常雄

東京都江東区新砂一丁目二番八号

（丁）オルガノ東京株式会社

代表取締役　古内　力

愛知県名古屋市中区葵二丁目二七番二九号

（戊）オルガノ中部株式会社

代表取締役　佐々木正一

大阪府吹田市江の木町一番六号

（己）オルガノ関西株式会社

代表取締役　下畑　昌樹

福岡県福岡市中央区白金一丁目四番二号

（庚）オルガノ九州株式会社

代表取締役　梅香　豊

広島県広島市西区観音本町二丁目三番二三号

（辛）オルガノ山下薬品株式会社

代表取締役　柴田　芳昭